

経営事項審査が15点加点対象となります！

申請される場合は事務局まで申請願（別紙様式）を提出してください。

「大阪府と災害協定を締結（平成28年8月4日）」

（一社）近畿冷凍空調工業会

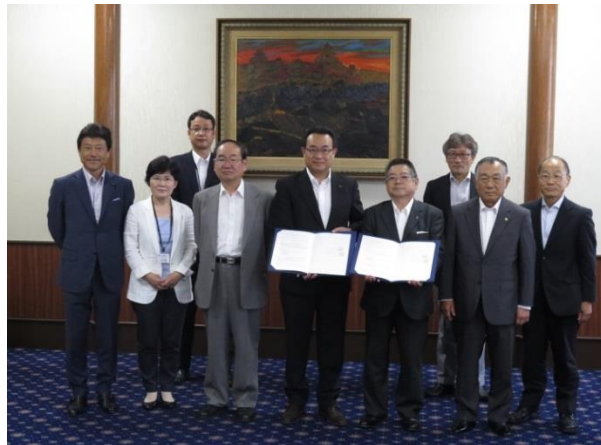
（一社）近畿冷凍空調工業会では、平成28年8月4日（木）大阪府（松井一郎 知事）と、大阪府内の災害時における空調設備等の応急対策の協力についての協定「災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定書」を締結しました。

支援協力の内容としては、

- （1）指定避難所等及び防災拠点となる施設への可動式空調機器の設置
- （2）指定避難所等及び防災拠点となる施設への可搬式発電機の設置
- （3）指定避難所等及び防災拠点となる施設への空調設備等の機能回復
- （4）指定避難所等及び防災拠点となる施設への固定式空調設備等の設置
- （5）その他必要と認める業務 となっています。

協定締結式は、午後1時30分から、大阪府庁本館特別会議室で挙行され、大阪府から大阪府副知事 竹内廣行氏、危機管理監 大江佳子氏 災害対策課長 西島亨氏が出席、来賓として大阪府議会副議長 花谷充愉氏が臨席し、近冷工からは笹川政美 理事長、木村恵一 前理事長、板倉多志男 監事、伊丹正夫 専務理事、奥浜 事務局長が出席しました。

協定書の取り交わし、竹内副知事と笹川理事長から挨拶、お礼の言葉を頂き、記念撮影の後、2時に恙なく協定締結式は終了しました。



大阪府 竹内副知事と笹川理事長

公共工事を国、地方公共団体から直接請負う建設業者は、経営事項審査を必ず受けることが必要ですが、それに参画（所属団体）する設備工事関連企業には災害時において自らの負担も伴いながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしているとして、経営事項審査で防災活動への貢献状況として、加点対象（15点）となります。

また、今回、大阪府と災害協定を締結しましたが、大阪府外の会員企業も経営事項審査の加点対象となります。 ※他団体で既に申請している場合は除く。

申請される場合は事務局まで申請願（下記様式）を提出してください。

<http://kinreiko.aa0.netvolante.jp/f51e18976abc635074620f4f3aa7654aad38769d8>

詳しくは、近冷工 事務局までお問い合わせ下さい。

TEL 06-6233-3201

参考：経審の加点点数	近冷工 災害対策防止協定	: 15点
	1級管工事施工管理技士	: 5点
	2級管工事施工管理技士	: 2点
	登録冷凍空調基幹技能者	: 3点
: 1点		

災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と近畿冷凍空調工業会（以下「乙」という。）は、大阪府内の災害時における空調設備等の応急対策の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における空調設備等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、指定避難所等及び防災拠点となる施設（災害拠点病院、八尾SCU、消防署、警察関連施設及び府・市町村庁舎等）における応急対策業務が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 指定避難所等を管理する市町村及び防災拠点となる施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）から甲への要請は、様式第1号に定める文書又は口頭で行うものとし、口頭で要請を行う場合は、速やかに文書で要請するものとする。甲から乙への要請は、様式第2号に定める文書又は口頭で行うものとし、口頭で要請を行う場合は、速やかに文書で要請するものとする。

（協力の内容）

第3条 応急対策業務の内容は次のとおりとする。

- （1） 可動式空調機器（スポットエアコン、大型扇風機、温風機等、施設への設置工事を伴わないもの。）の設置
- （2） 可搬式発電機の設置
- （3） 空調設備等の機能回復
- （4） 固定式空調設備等の設置
- （5） その他必要と認める業務

（協力の実施）

第4条 乙は、乙の会員事業者（以下「会員事業者」という。）との調整等により協力体制を構築するとともに、第2条の規定に基づき、甲から協力を求められたときは、可能な限り要請事項を実施するための必要な措置をとるものとする。

2 乙は、前項の措置の状況を甲に様式第3号に定める文書又は口頭で回答するものとし、口頭で回答を行う場合は、甲に対して速やかに文書で回答するものとする。甲は、様式第4号に定める実績報告書により、要請のあった防災関係機関等に応急対策業務の内容を報告するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく第3条の応急対策業務の実施に要する費用は、乙の協力を受けた者の負担とする。

2 前項の費用の算出については、災害発生直前の適正な価格を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第7条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各その1通を保有するものとする。

平成28年 8月 4日

甲 大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙 大阪府大阪市中央区北浜1丁目3番14号

一般社団法人近畿冷凍空調工業会

代表者 理事長 笹川 政美